

事務連絡
平成30年7月11日

各建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）及び同規則の規定に基づく告示（建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号））により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を修了した者については、本年4月1日より、主任技術者の要件を満たす者として認められることとなりました。

これに伴い、「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）により、主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるようにするために、速やかに講習修了証の再交付に努めるよう、登録講習実施機関へ要請しているところです。

ただし、上記通知の施行前に交付された講習修了証（以下「従前の講習修了証」という）でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、従前の講習修了証の取扱いについて、別表のとおり整理し、各地方整備局等建設業担当部局長及び各都道府県建設業主幹部局長宛に周知いたしましたので、貴団体におかれましても、ご承知おき下さいますようお願いします。

なお、円滑な許可手続きや入札手続きの遂行のため、また、登録基幹技能者の認知度の更なる向上といった観点からも、貴団体におかれましては、登録基幹技能者の資格を有している各会員の技能者に対し、速やかな講習修了証の再交付を勧めていただけますようお願いします。

【参考資料】

- ・登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて
- ・登録基幹技能者の主任技術者要件への認定
- ・登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について
- ・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（抄）（平成29年国土交通省令第67号）
- ・建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）

- ・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）

登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて

○登録基幹技能者は、平成30年4月1日より、主任技術者要件を満たす者として認められることになった。

※平成29年国土交通省令第67号、平成30年国土交通省告示第435号

○これに伴い、主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるようにするため、速やかに講習修了証の再交付に努めるよう、登録講習実施機関へ要請している。

※平成30年3月15日付国土建整第70号「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知

○ただし、上記通知の施行前に交付された講習修了証でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、建設業許可部局及び工事発注部局においては、主任技術者要件や営業所における専任の技術者要件を確認する際には、以下の表を活用し、円滑な事務手続きに努められたい。

＜従前の講習修了証でも主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習＞

以下の講習について、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について、

10年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
1	登録電気工事基幹技能者講習	電気、電気通信	11	登録PC基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工、鉄筋	10	登録内装工事基幹技能者講習	内装仕上	26	登録冷凍空調基幹技能者講習	管
3	登録造園基幹技能者講習	造園	12	登録鉄筋基幹技能者講習	鉄筋	19	登録サッシ・ドア・トリム基幹技能者講習	建具	27	登録運動施設基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工、造園
4	登録コンクリート圧送基幹技能者講習	とび・土工	13	登録圧接基幹技能者講習	鉄筋	20	登録エクステリア基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	28	登録基礎工基幹技能者講習	とび・土工
5	登録防水基幹技能者講習	防水	14	登録型枠基幹技能者講習	大工	21	登録建築板金基幹技能者講習	板金、屋根	29	登録タイル張り基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック
7	登録建設塗装基幹技能者講習	塗装	15	登録配管基幹技能者講習	管	23	登録ダクト基幹技能者講習	管	31	登録消火設備基幹技能者講習	消防施設
8	登録左官基幹技能者講習	左官	16	登録萬・土工基幹技能者講習	とび・土工	24	登録保溫保冷基幹技能者講習	断熱材	32	登録建築大工基幹技能者講習	大工
9	登録機械土工基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工	17	登録切断穿孔基幹技能者講習	とび・土工	25	登録グラウト基幹技能者講習	とび・土工	33	登録硝子工事基幹技能者講習	ガラス工事

※登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

＜従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしていることを確認できない講習＞

以下の講習については、従前の講習修了証では、主任技術者の要件を満たしていることを確認出来ないため、留意されたい。

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	○登録橋梁基幹技能者講習、登録トンネル基幹技能者講習、登録海上起重基幹技能者講習及び登録標識・路面標示基幹技能者講習については、複数の建設業における経験年数を合算することにより、講習の受講資格（10年以上の実務経験）を満たして講習を修了した者がいることから、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認ができない。 ※登録トンネル基幹技能者講習及び登録海上起重基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。
2	登録橋梁基幹技能者講習	鋼構造物、とび・土工	○登録外壁仕上基幹技能者講習については、従前の講習修了証に実務経験を有する建設業の種類が記載されておらず、塗装、左官、防水のうち、いずれの建設業の種類について10年以上の実務経験を有しているのか確認できないため、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認ができない。
6	登録トンネル基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工	
10	登録海上起重基幹技能者講習	土木（※）、しゃくなげ	
22	登録外壁仕上基幹技能者講習	塗装、左官、防水	
30	登録標識・路面標示基幹技能者講習	とび・土工、塗装	

(参考)登録基幹技能者講習修了証の様式について

(新様式)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号
氏 名
(生年月日 年 月 日)
実務経験を有する建設業の種類： 工事業
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 号)

新様式には、主任技術者の要件を満たす者であると認められる旨明記することとなっている。

(旧様式)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号
氏 名
(生年月日 年 月 日)
実務経験を有する建設業の種類： 工事業
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 号)

旧様式においても、10年の実務経験を有する建設業の種類が明記されており、一部の講習(※)を除き、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

※登録橋梁基幹技能者講習

- 登録トンネル基幹技能者講習
- 登録海上起重基幹技能者講習
- 登録標識・路面標示基幹技能者講習
- 登録外壁仕上基幹技能者講習

注：登録建築大工基幹技能者講習の修了証には、建設業の種類が記載されていないが、同講習の受講資格として設定している建設業の種類は「建築大工」のみであるため、修了証により建築大工に係る主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。